

新サービス等コラボ支援補助事業

補助金交付要領

令和3年3月11日

見附市地域経済課

1	事業の目的
----------	--------------

新型コロナウイルスの影響を受けながらも、2社以上の異業種や同業種の事業者が共同で事業を行い、商品サービスの付加価値の向上やお互いの顧客を共有するなど、更なる顧客の獲得に向けた取り組みに挑戦する事業者を補助します。

2	補助対象者
----------	--------------

市内に事業所等を有している中小企業者・個人事業主 等

3	補助対象事業
----------	---------------

見附市内の事業者2社以上で取り組む事業であること

また、以下の①～③の条件に該当するもの

- ①市民向けの新製品（新サービス）であること。
- ②事業として今後も成り立っていくこと。売上の見込があること。
- ③イベントなどの単発の物ではなく、事業者お互いの継続した利益になること。

対象となる事業	対象外となる事業
・タクシー会社 × 飲食業「タクシーデリバリー」 ・不動産業 × 建設業「空き家管理サービス」 ※最終的に新商品（新サービス）が成果品として目に見えた形になること。	・期間限定の取組（イベント、スタンプラリー） ・他社から既存品を仕入れてセット販売 ・他社への業務発注（チラシ作成、店舗改装）

4	補助対象経費
----------	---------------

事業開始に伴って発生する経費で、申請後交付決定してから購入した以下にあてはまるもの

原材料などの購入費	試作品などの開発に使用する原材料などの購入に要する経費（補助事業の実施上、最低限度の数量のみに限る）
機械装置・器具などの購入費（リースを含む）	機械装置や器具などの購入及びリースに要する経費
外部事業者への委託費	外部の事業者などに業務の一部を委託、発注する経費

試作品の検査などにかかる経費	試作品の品質検査などにかかる経費
市場調査などにかかる経費	製品開発に向けた市場調査などにかかる経費
広報宣伝費	パンフレット、チラシ等の作成、WEBサイトの改修等に要する経費

※通常業務（自社のHP開設等）は対象外

5	補助金額
----------	-------------

対象経費（消費税を除く）の10/10（千円未満切り捨て） 上限 50万円

※申請内容が異なれば、同事業者が複数申請も可

7	申請受付期間
----------	---------------

令和3年3月15日（月）から令和3年6月30日（水）まで

※郵送提出の場合は、当日消印有効

※申請は予算額に達し次第、受付を終了します。

8	申請方法（事前申請）
----------	-------------------

補助金の交付を希望する事業者は、次の申請書類を作成し、添付資料を添えて申請受付期間内に見附市地域経済課産業企画係まで提出または郵送（送料は申請者負担）することとする。

(1) 申請書類

新サービス等コラボ支援補助金交付申請書

損益計画書

(2) 添付資料

補助対象経費が確認できる資料（見積書の写しなど）

9	補助金の交付決定
----------	-----------------

申請書類を審査した結果、補助金を交付する旨の決定をしたときは、補助金の額等を記載した補助金交付決定通知書を送付することとする。

10	実績報告・補助金請求受付期間
-----------	-----------------------

事業完了した後、**令和3年12月28日(火)**まで

※郵送提出の場合は、当日消印有効とする

11	実績報告及び補助金請求方法
-----------	----------------------

次の実績報告兼請求書を作成し、添付資料を添えて見附市地域経済課産業企画係まで提出または郵送（送料は申請者負担）することとする。

(1) 申請書類

新サービス等コラボ支援補助金実績報告書兼請求書

(2) 添付資料

①事業の内容が分かる資料（写真など）

②補助対象経費にかかる領収書の写し

③振込先口座の通帳の写し（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、
口座名義人がわかるもの）

12	補助金の確定
-----------	---------------

実績報告書類を精査した結果、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、振込予定日等を記載した補助金確定通知書送付することとする。なお、実績報告書類を受領してから、**10営業日以内**に指定された口座に振り込むこととする。

13	補助金の返還
-----------	---------------

この要領の規定もしくはこの規定に基く交付の決定の内容などに違反した場合は補助金の交付決定の全部または一部を取り消すこととする。なお、補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、その返還を求めるものとする。

14	申請先
-----------	------------

〒954-8686 見附市昭和町 2-1-1 見附市地域経済課産業企画係

電話 0258-62-1700（内線 230）